

農林環境専門職大学等入札参加資格委員会設置要綱

(目的)

- 1 農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）が所管する工事請負、委託その他の契約に係る競争入札に参加させようとする者の資格設定等を行うため、専門職大学に入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

- 2 委員会は、別表に定める契約について、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 制限付き一般競争入札に付そうとする場合においては、入札参加資格に関する事項
 - (2) 公募型指名競争入札に付そうとする場合においては、応募資格要件に関する事項
 - (3) 指名競争入札に付そうとする場合においては、競争参加者の指名に関する事項
- 3 委員会は、「公正入札調査委員会設置要領」の2に規定する談合情報の信憑性等の調査審議を行う。

(構成)

- 4 委員会の委員は、次のとおりとする。

ただし、委員長は、必要があると認めるときは、事業に係る専門職大学の学部長、学科長、学生部長及び図書館長を委員に指名することができる。

 - (1) 委員長
事務局長
 - (2) 委員
総務企画課長
教務課長
学生課長

(会議)

- 5 委員会は、委員長が招集するものとし、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員長が長期不在の場合は、委員長は委員の中から代理を、委員が長期不在の場合は、委員長は当該委員の代理を指名することができる。
- 7 委員会の議事は、出席委員の全員で決定する。
- 8 委員会における説明者は、原則として、審議の対象となる契約等を所管する課の班長とする。

ただし、必要があると認めるときは、当該班長以外の職員が説明者となることができる。
- 9 委員会の会議は、公開しない。
- 10 庶務
委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(委任)

- 11 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。
- 附 則
この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

別表

契約の種類	予定価格の範囲
工事請負	1億円未満
工事の設計、監理、調査若しくは測量又は庁舎管理 その他の行政財産の維持管理の委託	2,000万円未満
原材料購入	3,000万円未満
上記以外（公有財産の売払いを除く）	1,000万円未満